

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構農業次世代人材投資事業実施要領

第1 趣旨

農業次世代人材投資事業（就農準備資金（以下「資金」という。）について、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 資金の給付要件等

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（以下「機構」という。）は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で資金を交付する。

1 交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

(1) 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 第3の1の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。

ア 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県等が認めた研修機関等であって、要綱別記6の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）及び全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の(1)のデータベースをいう。以下同じ。）に登録し、公表された研修機関等（以下「認定研修機関」という。）で研修を受けること。

イ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

ウ 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

(ア) 就農後5年以内の実現する農業経営の内容が明確であること。

(イ) (ア)の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

エ 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

(ア) 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

(イ) 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。

(3) 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。

(4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業及び公益財団法人えひめ農林漁業振興機構就職氷河期世代の新規就農促進事業による資金の交付を受けていないこと。

(5) 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合であっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経

営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる（以下「農業経営を継承する」という。）又は独立・自営就農（４の（２）イに定める要件に限る。以下同じ。）することを確約すること。

- (6) 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあつては、就農後（（５）の親元就農後５年以内に独立・自営就農する場合にあつては、経営開始後５年以内に農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「基盤強化法」という。）第１２条第１項に規定する農業経営改善計画又は同法１４条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- (7) 第３の１の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が６００万円以下であること。ただし、６００万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると機構等が認める場合に限り、採択を可能とする。機構は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示することがある。
- (8) 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第３の１の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

2 交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間１月につき１人あたり１２．５万円（１年につき最大１５０万円）とする。また、交付期間は最長２年間とする。

なお、令和３年４月以降に研修を開始する者であつて、１の（２）のウの海外研修を行う者については、交付期間を最長３年間とする。

3 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は機構は資金の交付を停止する。

- (1) １の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 研修を途中で中止した場合。
- (3) 研修を途中で休止した場合。
- (4) 第３の４の研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合。
- (5) 第４の４の研修実施状況の現地確認等により、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について」（令和４年３月２９日付け３経営第３２１６号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。）
- (6) 要綱別記２の第１０の３に定める国が実施する報告の徴収又は立ち入り調査に協力しない場合。

4 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として機構が認めた場合（（２）のクに該当する場合は除く。）はこの限りでない。

(1) 一部返還

ア ３の（１）から（３）及び（６）までに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ ３の（４）に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

(2) 全額返還

ア ３の（５）に該当した場合。

イ 研修終了後（研修中止後及び第３の７の（１）の継続研修終了後を含む。）

以下同じ。) 1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農(以下に定める要件を満たすものに限る。)、雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)又は親元就農しなかった場合。ただし、第3の7の(3)による手続きを行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(ア) 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。)第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、基盤強化法第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。

(イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

(ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

(エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

ウ 2のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に1の(2)ウの(ア)の農業経営を実現できなかった場合。

エ 親元就農をした者が、1の(5)で確約したことを実施しなかった場合。
オ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

カ 交付期間の1.5倍(2のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ)又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定(例:年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合。ただし、第3の7の(5)による手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

キ 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内(第3の7の(5)による手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内)で第3の7の報告を定められた期間内に行わなかった場合。

ク 虚偽の申請等を行った場合。

第3 交付対象者等の手続

1 研修計画の承認申請

資金の交付を受けようとする者は、研修計画(別紙様式第1号)を作成し、理事長の定める時期までに、研修機関の確認を受けて関係する地方局農業振興課、支局地域農業育成室又は農業大学校、農林水産研究所等教育機関等を経由して、機構に承認申請するものとする。

研修計画を受けた地方局農業振興課、支局地域農業育成室又は農業大学校、農林水産研究所等教育機関等は、その内容を確認し、交付対象者に関する意見書(別紙様式第20号)を作成・添付し、機構に提出する。

また、研修計画等を機構に提出する際には、関係機関に個人情報を提供することについて同意を求めることとし、個人情報の取扱いに関する同意書(別紙様式第19号)の確認欄に署名及び押印を求めることとする。

2 研修計画の変更申請

1の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、あらかじめ研修計画変更申請（別紙様式2号）を作成し、研修機関の確認を受けて1の手順に準じて、機構に申請するものとする。（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。）

3 交付申請

1の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第3号）を作成し、研修機関の確認を受けて1の手順に準じて、機構に資金の交付を申請するものとする。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。

4 研修状況報告

資金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を研修機関の確認を受けて1の手順に準じて、機構に提出するものとする。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行うものとする。

なお、地方局農業振興課、支局地域農業育成室又は農業大学校、農林水産研究所等教育機関等は、研修状況報告を確認し機構に提出するものとする。

さらに、地方局農業振興課、支局地域農業育成室にあっては、第4の4に準じて研修状況の内容を確認し、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第5号）を作成し、機構に提出するものとする。

5 交付の中止

交付対象者は、準備型の受給を中止する場合はあらかじめ研修機関の確認を受けて1の手順に準じて、機構に中止届（別紙様式第6号）を提出するものとする。

また、第2の4に該当し資金を返還する場合は、合わせて返還を申請する。

6 交付の休止

(1) 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合はあらかじめ研修機関の確認を受けて1の手順に準じて、機構に休止届（別紙様式第7号）を提出するものとする。なお、休止期間は原則1年以内とする。

(2) (1)の休止届を提出した交付対象者が研修を再開する場合は、研修再開届（別紙様式第8号）を研修機関の確認を受けて1の手順に準じて、機構に提出するものとする。

(3) 交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、(2)の研修再開届の提出と併せて研修機関の確認を受けて2の手続きに準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

7 研修終了後の報告

(1) 就農状況報告

交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を機構に提出するものとする。ただし、機構が求める者については、研修終了後1年目は7月末までにその直前の6か月間の就農状況報告を提出し、10月末及び1月末までにその直前の3か月間の就農状況報告を提出するものとする。

なお、資金の受給終了後、引き続き就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、研修機関の確認を受けて1の手続に準じて、あらかじめ機構に申請するとともに、継続研修開始後1か月以

内に継続研修届（別紙様式第 11 号）を研修機関の確認を受けて 1 の手続に準じて、機構に提出するものとする。継続研修は資金受給終了後 1 か月以内に開始するものとし、その期間は原則として 4 年以内とする。

継続研修を行う場合の、第 2 の 4 の（2）のイの研修終了後 1 年以内とは継続研修の終了後、原則 1 年以内とする。また、継続研修の間中は 4 の規定に準じて、機構に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

(2) 住所等変更報告

交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後 6 年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（別紙様式第 12 号）を機構に提出するものとする。

(3) 就農遅延報告

交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後 1 年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、機構に就農遅延届（別紙様式第 13 号）を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了から原則 2 年以内とする。

(4) 就農報告

交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後 1 か月以内に就農報告（別紙様式第 14 号）を機構に提出するものとする。

(5) 就農中断報告

交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内までに機構に就農中断届（別紙様式第 15 号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第 16 号）を提出するものとする。

(6) 離農報告

交付対象者は、交付期間終了後 6 年の間に離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（別紙様式第 17 号）を機構に提出するものとする。

8 返還免除

準備型交付対象者は、第 2 の 4 のただし書きの病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第 18 号）を機構に提出するものとする。

第 4 機構の手続

1 研修計画の承認

機構は、農業次世代人材投資事業の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、機構及び県等で面接を実施した後に、関係機関で構成する審査会などにおいて研修計画の内容について審査するものとする。

審査の結果、第 2 の 1 の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知するものとする。

2 研修計画の変更の承認

機構は、研修計画の変更申請があった場合は、1 の手続に準じて、承認するものとする。

3 資金の交付

資金の交付申請を受けた機構は、申請の内容が適当であると認めた場合は、申請した者に通知し、資金を交付する。

4 研修実施状況の確認

機構は、研修機関や地方局農業振興課、支局地域農業育成室等の関係機関と

協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、必要な場合は都道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関や地方局農業振興課、支局地域農業育成室等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第5号）を使い、以下の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

(1) 交付対象者への面談

ア 研修に対する取組状況

イ 技術の習得状況

ウ 就農に向けた準備状況

(2) 指導者への面談

ア 研修に対する取組状況

イ 技術の習得状況

ウ 就農に向けた準備状況

(3) 書類確認

ア 成績表（成績表が発行されている場合）

イ 出席状況

ウ 研修時間及び休憩時間

5 継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた機構は、1の手順に準じて承認するものとする。

ただし、この場合、「第2の1要件」を「第2の1の(1)の要件」と読み替えるものとする。

6 研修終了後の確認

(1) 就農状況の確認

機構は、就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、農業次世代人材投資事業の交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第2の1の(5)に掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

確認は以下のとおり行うこととし、愛媛県以外で就農した者については、就農先の都道府県等と協力し、確認する。

なお、機構は、交付対象者が第2の1の(6)の親元就農後に独立・自営就農し基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を就農状況報告の提出期間後に受ける場合にあつては、認定の状況について関係市町村に確認する。

ア 開始型交付対象者

要綱別記2の第7の2の(5)のアによる確認結果について、要綱別記2の第7の3の(2)のデータベースに照会する。

イ 農の雇用事業等の研修生となっている者

要綱別記3雇用就農資金又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。

ウ ア又はイ以外の者

要綱別記2の第7の2の(5)のアに準じて確認する。

(2) 就農遅延者の状況確認

機構は、準備型交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむ

を得ないと認められる場合、就農の遅延を承諾する。なお、就農遅延期間は研修終了から原則2年以内とする。また、機構は就農遅延届の提出があった交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

(3) 農地の権利設定の確認

機構は、独立・自営就農する交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

(4) 就農中断者の状況確認

機構は、交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、機構は就農中断の提出のあった準備型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

7 交付の中止

機構は、交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第2の3の(1)、(2)、(4)若しくは(5)のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

8 交付の休止

(1) 機構は、交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

(2) 機構は、交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができる場合、資金の交付を再開する。

9 返還免除

機構は、交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第2の4のただし書きのやむを得ない実情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

第5 補則（その他）

この要領に定めるもののほか、農業次世代人材投資資金（準備型）の交付に関し必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月3日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年2月3日から施行する。ただし、施行日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。

2 平成27年2月3日付け26経営第2802号による改正前の新規就農・経営継承

総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、要領第3の3、第4の3については、改正後の要領を適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日付け27経営第3374号による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日付け28経営第2755号による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、要領第3の4のなお書きによる研修状況の確認ならびに要領第3の7(1)による就農状況報告については改正後の要領を適用するものとし、交付対象者に加えて従前の給付対象者も含むものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月9日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の公益財団法人えひめ農林漁業振興機構農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第2の3の(5)、第4の4については、この通知による改正後の同要領を適用するものとする。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の公益財団法人えひめ農林漁業振興機構農業次世代人材投資事業実施要領の規定に基づき認定した者については、なお従前の例によるものとする。